

京都市市民スポーツ会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 226 号

京都市市民スポーツ会館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市市民スポーツ会館条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、付属設備のうち有料ロッカー又は温水シャワー設備を使用しようとする者が、第4条第3項本文の規定により使用料を納入したときは、使用の許可の申請があつたものとみなす。

第2条各号列記以外の部分中「前条」を「前条第1項」に改める。

第3条中「第1条」を「第1条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 付属設備のうち有料ロッカー及び温水シャワー設備については、次条第3項本文の規定により使用料を納入したときに、使用の許可があつたものとみなす。

第5条第3号中「第1条」を「第1条第1項」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則において別に定めることとされている事項及び条例の施行に関し必要な事項は、文化市民局長が定める。

別表第1使用料の欄中「900」を「920」に、「800」を「820」に、「500」を「510」に、「400」を「410」に改める。

別表第2 1備考以外の部分中「6,500」を「6,680」に、「1,300」を「1,330」に、「2,500」を「2,570」に、「400」を「410」に、

「

1組につき	600
1時間	

」を「

1組につき	610
1時間	

」に、

「

1対につき	600
-------	-----

」を「

1台につき	300
-------	-----

」に改め、同

1時間	
-----	--

1時間	
-----	--

表2使用料の欄中「1,700」を「1,740」に、「1,500」を「1,540」に、「1,400」を「1,440」に、「900」を「920」に、「5,600」を「5,760」に、「4,100」を「4,210」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の京都市市民スポーツ会館条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室)